単価契約仕様書

環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
（担当：鈴木、百足　電話：222-3952）

件名	（単価契約）使用済小型電子機器等引渡業務（クリーンセンター）上半期
予定数量	７０５，５００ｋｇ
契約期間	令和９年４月１日　～　令和９年９月３０日
契約条件	欄外「使用済小型電子機器等引渡業務仕様書」のとおり

使用済小型電子機器等引渡業務仕様書

1　業務内容

受託者（以下「乙」という。）の業務は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、本市（以下「甲」という。）が回収した家庭からの使用済小型電子機器等（同法第二条第二項に規定するもので、若干の異物を含んだものをいう。以下同じ。）を引き取り、認定を受けた乙の再資源化事業計画に従って、引き取った使用済小型電子機器等を再資源化することである。

2　履行期間

令和９年４月１日から令和９年９月３０日まで

3　引取対象

（1）施設管理課分

クリーンセンター（以下、クリーンセンターを「ＣＣ」と呼称）への持込ごみとして、甲が受け入れた小型家電リサイクル法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等で、若干の異物を含んだもの。

（2）まち美化推進課分

大型ごみとして、甲が収集した小型家電リサイクル法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等で、若干の異物を含んだもの。

4　予定数量

７０５，５００ｋｇ

（内訳）

施設管理課分：５２５，０００ｋｇ

まち美化推進課分：１８０，５００ｋｇ

5　引渡し場所

名　称	所 在 地
ア　東北部ＣＣ	左京区静市市原町１３３９
イ　南部ＣＣ	伏見区横大路八反田２９

6　引渡しの方法

・　乙は４ｔ程度のコンテナ車用の脱着式コンテナ（積載量４～８m^3、幅 2,100×長さ 3,900 程度）を前記５「引渡し場所」に掲げる施設に設置すること。

・　甲は、前記３「引取対象」の使用済小型電子機器等をコンテナに集約する。

・　乙は使用済小型電子機器等が入ったコンテナを引き取り、その際に新たなコンテナを設置すること。

・　想定する設置台数等は、以下のとおり。

所管	設置場所	設置台数	回収頻度	１回あたりの回収台数
施設管理課分	東北部ＣＣ	３台	週５回	１台
	南部ＣＣ	４台	週５回	１台
まち美化推進課分	東北部ＣＣ	１台	週２回	１台
	南部ＣＣ	２台	週５回	２台

※　設置台数及び回収頻度、回収台数は、４～８m^3のコンテナを設置した場合の想定であり、設置するコンテナの容量等を踏まえて別途指示する。

※　ごみ量の増加等に伴って追加の設置及び追加の回収が必要な場合は、乙は甲からの要請に応じ、設置・回収を行うこと。

※　また、臨時的に１日２回以上の回収が必要となった場合についても、乙は甲の要請に応じて対応すること。

※　施設管理課分とまち美化推進課分のコンテナはそれぞれＣＣ内の別の場所に設置する。

（備考）

・　甲は、回収した使用済小型電子機器等から異物（包装用のダンボール・ビニール・紙袋）、不適物（家電４品目、家電製品以外の商品等）を可能な限り除去し、コンテナに投入する。

・　引き取りは、乙の責任で必要な車両等を用意すること。

・　スケジュールに変更がある時は、その都度協議すること。

7　計量

・　乙は引き取ったコンテナを自社の計量器で計量し、引き渡した使用済小型電子機器等の重量を甲に報告すること。

・　報告にあたっては、施設管理課分とまち美化推進課分を分け、また東北部ＣＣと南部ＣＣで分けて報告すること。

・　計量を行う計量器は計量法に適合する設備であること。

・　計量の最小単位は１０ｋｇ単位とする。

（備考）

・　各施設での引取りの状況、コンテナの計量の状況を写真に収め、計量票とともに甲へ報告すること。

８　再資源化

乙は、甲が引き渡した使用済小型電子機器等を、小型家電リサイクル法に基づき、国から認定を受けた再資源化事業計画に従って再資源化を実施すること。

（備考）

・　具体的な収集・運搬、再資源化の方法、利用先等を事前に示すこと。（詳細は別途協議する。）

・　引き渡した使用済小型電子機器等の重量に係る有用金属等の再資源化量を算定すること。（詳細は別途協議する。）

９　支払方法

甲は、乙に引き渡した使用済小型電子機器等の重量に応じて、次のとおり引渡し金額を乙に支払うものとする。

・　施設管理課分とまち美化推進課分として、それぞれ甲が引き渡した使用済小型電子機器等の重量（７「計量」の最小単位１０ｋｇ）に基づいて、翌月の５日までに施設管理課分とまち美化推進課分に分けてそれぞれ計量表を提出すること（様式等は、別途甲が指示する。）。

・　代金は、業務完了後に引き渡した使用済小型電子機器等の重量の総合計に対して、契約書記載の単価を乗じることにより金額を決定する。

なお、１円未満の端数については、切り捨てる。

・　乙は、決定した引渡し金額をもとに施設管理課分とまち美化推進課分に分けて請求書を作成し、７「計量」にて発行した計量票と共に甲にそれぞれ提出する。

・　甲は、計量票及び請求書を受取・確認後、速やかに支払う。

（備考）

・　施設管理課分は施設管理課、まち美化推進課分はまち美化推進課のそれぞれの担当からの支払いとなるため、支払い時期が異なることがある。

10　協議事項

・　施設管理課分は施設管理課、まち美化推進課分はまち美化推進課でそれぞれ担当職員を置くことから、乙は甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。また、業務の進捗状況については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。

・　本仕様書に疑義が生じた場合は、又は、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を甲に提出すること。

11　留意事項

（１）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

（２）その他

・　業務を行うに当たっては、小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。

・　本業務では、携帯電話・PHS やメモリー類（ＳＤカード、メモリースティック等）といった個人情報を含む機器を取り扱うため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した使用済小型電子機器等の個人情報の保護に努めること。

・　予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

12　受注条件

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）第１０条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、契約締結後、この認定を受けていることを証明する書類を提出すること。